

今夏の電力需給対策に供する発電設備の電気事業法上の取扱いについて

当支部管内において、今夏の電力需給対策に供するため、ピークカットの必要時に一般負荷対応として発電設備を活用する計画に係る照会が寄せられています。

については、発電設備をピークカット時に活用する際の電気事業法上の手続き等を取りまとめました。

東京電力管内及び東北電力管内では、電力需給対策に関する規制制度の見直し策として非常用予備発電装置の活用範囲が拡大されました(5月13日及び24日付け保安院電力安全課文書)が、当該地域以外は規制制度見直しの対象とはなっておりません。

既存の非常用予備発電装置をピークカット時に活用する場合又は発電設備を新たに設置(購入、リース、レンタル等を問わない。)しピークカット時に活用する場合は、発電所の設置となり、以下の手続きが必要となります。

○工事計画届出書(ばい煙発生施設に該当する場合等)

<添付書類> 公害防止関係資料(ばい煙に関する説明書等)×2部、発電設備整理台帳×1

○保安規程(変更)届出書

○ボイラー・タービン主任技術者選任等手続き(ガスタービン発電設備の場合)

《その他留意事項》

- ① 工事計画届出書が受理された日から30日を経過した後でなければ工事を開始できません。
- ② ばい煙発生施設は、大気汚染防止法に基づく規制を遵守しなければなりません。
(発電所の場合、大気汚染防止法に基づく規制基準の猶予が適用されません。)
- ③ 発電所として、技術基準(電気設備・火力設備)に適合するよう維持しなければなりません。
- ④ 設置をしようとする設備の形態(設置の期間、可搬型のものなど)により、ばい煙発生施設に該当するか否か定かでない場合は、事業場を管轄する地方公共団体(政令市、中核市又は府県)へご照会願います。

《ばい煙発生施設となる電気工作物》

ばい煙発生施設	
対象となる施設	対象となる燃料燃焼能力(単機毎)
ディーゼル機関、ガスタービン、ボイラー、燃料電池(改質器)	50リットル以上(重油換算1時間当たり)
ガス機関、ガソリン機関	35リットル以上(重油換算1時間当たり)

(問い合わせ先)

電話 06-6966-6048 電力安全課 火力担当、環境保全担当